（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部改正）

第二条　大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 4　令和二年度以降に期間（令和八年度までの間の年度間に限る。）を付して私立の大学の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可（当該認可を受けるために必要な私立の大学の収容定員（歯学に関する学部の学科に係るものに限る。）を減少する学則の変更の認可を含む。）を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。 5　令和二年度以降に期間（令和八年度までの間の年度間に限る。）を付して私立の大学の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、専任教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。	**附　則** 4　平成二十二年度以降に期間（令和六年度までの間の年度間に限る。）を付して私立の大学の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可（当該認可を受けるために必要な私立の大学の収容定員（歯学に関する学部の学科に係るものに限る。）を減少する学則の変更の認可を含む。）を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。 5　平成二十二年度以降に期間（令和六年度までの間の年度間に限る。）を付して私立の大学の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、専任教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。